全国信用金庫協会

平成15年3月31日時点

(1)規則の改善状況

項目番号	旧規則	新規則	コメント
1 - 1	この規則は、社団法人全国信用金庫	規定案については検討中。	平成 15年 5月 27日に開催予
	協会 似下 体会」という)が地区信用		定の本会理事会で決定予定。
	金庫協会(以下 地区協会」といる)と		
	連携して、信用金庫業務に関して顧客		
	からの苦情の申し出を受け付け、解決		
	に向けて公正、迅速、誠実にこれに対		
	応するための手続等を定め、もって、		
	信用金庫業務に対する顧客の理解と		
	信頼を深め、顧客の正当な権利の保		
	護に資することを目的とする。規則第		
	1条)		
1 - 2	規定なし	同上	同上
2 - 1	同上	同上	同上
2 - 2	同上	同上	同上
2 - 4	同上	同上	同上
2 - 6	同上	同上	同上
3 - 6	同上	同上	同上

(2)運用の改善状況

項目番号	旧運用	新運用 (平成 15 年 4 月予定)	コメント
1 2	苦情等の内容とその対応結果の記録	苦情等の取扱件数並びに苦情等の主な内容	
	のみを内部資料として整理・保存する	を定期的に本会理事会に報告するようにした。	
	だけで、再発防止等のための手当てを	(平成 14年 11月 22日開催の理事会から実施)	
	講じていなかった。	苦情等の再発防止等の観点から、会員信用金	
		庫の苦情対応規程等の中に、 苦情等の原因	
		分析、対応結果等を信用金庫内部のコンプライ	
		アンス委員会等への定期的な報告、 苦情事	
		例の内部研修での活用などの規定を設けるよ	
		う 本会で参考例を作成 し規定化を促 した。 (平	
		成 1 4年 1 0月 1 5日通知)	
2 2	消費者への周知については、金融庁	・本会のホームページに、 信用金庫業務にお	
	のホームページに相談窓口の名称、所	ける苦情・紛争の解決促進に関する規則・細	
	在地、電話番号を掲載した以外は、特	則、 全国しんきん相談所並びに地区しんきん	
	に手当てをしていなかった。	相談所の受付時間、所在地、電話番号、 受け	
		付けた苦情対応のフロー図、生命保険協会、	
		日本損害保険協会等との連携、 弁護士会仲	
		裁センターの利用に関する事項等を掲載した。	
		(平成 15年 1月 10日実施)	
2 4	全国しんきん相談所の電話は、協会の	全国しんきん相談所の位置付けを明確にする	
	所管部署の電話を共用していた。	ため、専用電話を新たに架設した。(平成 14年	
		11月1日実施)	
2 5	人材育成等については、特別なことは	・しんきん相談所全国連絡会議を設置し、全国	・年 2回定期的に実施。
	実施していなかった。	並びに地区の相談・苦情等の受付状況、主な苦	
		情事例の発表等のほか、相談所運営に関わる	

		情報交換を行い、相談所担当者のレベル向上	
		に資した。(平成 14年 12月 13日実施)	
		・関東信用金庫協会主催による会員信用金庫	
		苦情相談担当者の研修会で、全国しんきん相	
		談所から苦情等の受付・対応状況などを説明	
		し、会員信用金庫の一層の取り組みを依頼し	
		た。(平成 15年 1月 6日実施)	
2 7	連携機関については規則 細則で規定	・連携機関の一覧表をホームページに掲載し	
	したが、一覧表は作成していなかった。	た。(平成 15年 1月 10日実施)	
2 8	相談・苦情等の取扱状況は内部資料と	·相談·苦情等の受付件数をホームページに掲	
	して整理・集計しているだけで、当局へ	載した。(平成 15年 1月 10日実施)	
	の定期報告以外、外部には公表してい		
	なかった。		
3 3	苦情紛争解決支援機関の名称 ・所在	・全国しんきん相談所ならびに地区しんきん相	
	地等を明記した媒体等を用意していな	談所の所在地、電話番号等をホームページ上	
	かった。	に一覧表で掲載した。(平成15年1月10日)	
3 7	苦情申立を受けた後の手続等につい	受け付けた苦情等に対する対応方法の流れを	
	ては口頭で説明するだけだった。	フロー図でホームページに掲載した。(平成 15	
		年 1月 1 0日実施)	